

◎新潟県告示第89号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、上越市に係る上越農業振興地域（平成28年新潟県告示630号）及び妙高市に係る妙高農業振興地域（平成24年新潟県告示第1254号）の区域を次のとおり変更する。

令和元年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更した地域の名称

- (1) 上越農業振興地域
- (2) 妙高農業振興地域

2 区域

- (1) 上越市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (2) 妙高市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び上越地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和元年5月31日